

佐賀県人事委員会訓令第五号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

別表中第四十号を第四十三号とし、第二十八号から第三十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第二十二号。以下「ボイラー則」という。）第十五条第二項の規定によるボイラー検査証の再交付及びボイラー則第四十四条の規定によるボイラー検査証の書替えに関する事。

二十九 ボイラー則第六十条第二項の規定による第一種圧力容器検査証の再交付及びボイラー則第七十九条の規定による第一種圧力容器検査証の書替えに関する事。

三十 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三条第一項の規定による適用の除外の認定及び同規則第四条第四項の規定による認定の取消しに関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。